

2004年(平成16年)10月28日 木曜日

税金

暮らしと政治が見える

36

三木 義一

市町村合併が花盛りです。静岡市も清水市と合併して政令指定都市に来年四月に移行することを目指していますが、思わぬ難題が持ち上がりました。農地の宅地並み課税の問題です。農地に対する固定資産税は現在の次の三つの基準で課税されています。①一般農地②農地課税③一般の市街化区域内農地④農地に準ずる課税⑤三大都市圏内の特定市内の農地⑥宅地並み課税⑦です。①の方が税負担が軽くて③の税負担は重くなります。

町村合併の落とし穴

現在のところ、静岡市内にある市街化農地は②で課税されています。静岡市は特定市に含まれていないからです。ちなみに、京都府に特定市は八市(京都、宇治、亀岡、向日、長岡京、城陽、八幡、京田辺)ありますが、滋賀県にはありません。

ところが、静岡市が政令指定都市になると、この特定市に該当することになりますので、自動的に静岡市内の市街化農地は③の基準で課税されることになり、戸が対象になり、多い人は五倍近い負担増になるといわれています。

静岡市の場合、政令市に移行すると、約八百八拾の農地の固定資産税と都市計画税が引き上げられ、平均税額では一戸あたり約二十八万円だったものが約六十八万円になるそうです。農家全体の約四割の三千五百

農地課税激変、負担増も

です。都市計画画税も連動して負担増となります。静岡市の場合、政令市に移行すると、約八百八拾の農地の固定資産税と都市計画税が引き上げられ、平均税額では一戸あたり約二十八万円だったものが約六十八万円になるそうです。農家全体の約四割の三千五百

戸が対象になり、多い人は五倍近い負担増になるといわれています。ですから、農民側の反対は強烈です。十月上旬には農民約二百人が静岡市役所の一階ロビーに座り込みの抗議をしています。

確かに、農民側にとっては寝耳に水です。このような負担を農業経営でまかなうのは、都市計画区域と市街地を形成して、線引きが行われた時点で以後十年以内に優先的に市街化を図るべきとされた地域です。ですから、優先的に宅地化を図るべき土地であり、宅地化した場合は



なえるかは疑問です。しかし、もともと市街化区域というのは、都市計画区域内です。市街地を形成して、線引きが行われた時点で以後十年以内に優先的に市街化を図るべきとされた地域です。ですから、優先的に宅地化を図るべき土地であり、宅地化した場合は

規模合併によって思わぬ税負担が生じることを思い知らせた事例といえます。パブル期に導入された土地対策税制が、地価下落傾向が続いているにもかかわらず十分に再検討されていないことも示しているように思われます。

もちろん、それでも農業を継続したい人には「生産緑地制度」もあります。この制度を選択すると税額が現在の三十一五十分の一になります。指定されると基本的に三十年間は農業以外の利用ができなくなります。そのため、市街地として課税されるのは困るが、かといって今後三十年間農業を継続できるか、という不満が出ているわけです。

この静岡市の騒動は、大規模合併によって思わぬ税負担が生じることを思い知らせた事例といえます。パブル期に導入された土地対策税制が、地価下落傾向が続いているにもかかわらず十分に再検討されていないことも示しているように思われます。

の優遇措置等が「特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法」などで設けられています。

もちろん、それでも農業を継続したい人には「生産緑地制度」もあります。この制度を選択すると税額が現在の三十一五十分の一になります。指定されると基本的に三十年間は農業以外の利用ができなくなります。そのため、市街地として課税されるのは困るが、かといって今後三十年間農業を継続できるか、という不満が出ているわけです。

この静岡市の騒動は、大規模合併によって思わぬ税負担が生じることを思い知らせた事例といえます。パブル期に導入された土地対策税制が、地価下落傾向が続いているにもかかわらず十分に再検討されていないことも示しているように思われます。

もちろん、それでも農業を継続したい人には「生産緑地制度」もあります。この制度を選択すると税額が現在の三十一五十分の一になります。指定されると基本的に三十年間は農業以外の利用ができなくなります。そのため、市街地として課税されるのは困るが、かといって今後三十年間農業を継続できるか、という不満が出ているわけです。